

重要事項説明書と利用規約は以下をご確認ください。

重要事項説明書

本契約には当社の定める「Evolv 利用規約」が適用されますので、本書のほか当該利用規約の内容についてご確認・ご同意のうえ、お申込みください。

☐ 契約期間	契約開始日から、 解約の手続 において指定した解約を希望する月の末日までとなります。 ※継続必須期間満了後も解約手続がなされない限り本契約は継続いたします。 ※解約手続については、「Evolv 利用規約」をご参照ください。
☐ 継続必須期間	継続必須期間は、キャンペーンによる無料期間を含めた 12 か月間となります。 継続必須期間中に休会した場合、休会期間分継続必須期間が延長されます。 ※休会中は通常の月会費は発生しませんが、休会費として 3,300 円（税込）が毎月発生いたします。
☐ 入会コースについて	ご契約はプレミアムプランでの開始となります。 ご入会から最初の 2 ヶ月間は、月会費およびオプション費用が無料となります（キャンペーン適用期間）。 3 か月目以降もプレミアムプランでのご登録が継続されます。 3 か月目以降は、他のプランへの変更が可能です。プラン変更をご希望の場合は、店頭にてお手続きをお願いいたします。
☐ オプションについて	月会費とは別に、以下のオプション費用が毎月発生いたします。月会費と同様に毎月自動決済となります。 ・レンタルスーツ代：2,200 円（税込） ・運営管理費：770 円（税込）、
☐ 契約プランの変更手続き	契約プランを変更する場合は 前月 15 日までに店頭 でご本人様の手続きが必要となります。15 日が定休日の場合は前営業日までとなります。 (1/15 の手続き→2 月以降の契約内容を変更可能)(1/16 の手続き→3 月以降の契約内容を変更可能)
☐ 違約金	入会後 3 か月間は任意に解約をすることはできません。 入会後 4 か月目以降においては解約をすることができますが、継続必須期間中に解約をされる場合、違約金として 33,000 円（税込）をお支払いいただきます。 ※但し、利用規約第 3 条(入会資格)第 1 項第 3 号に該当する事由で解約となる場合は違約金の支払いが免除される場合があります。
☐ 月会費の支払い方法	月会費及びオプション費用は、ご指定のクレジットカードで毎月自動決済となり、 請求日付は前月 20 日 となります。 ((例)7 月分月会費のご請求は 6 月 20 日にご請求。) 請求名は"Evolv"または"エボルブ"となります。 口座引き落とし日やご請求状況の詳細は、ご利用のクレジットカード会社へご確認ください。
☐ EMS Suits	以下に定める事由によりレンタルスーツが損傷した場合、お客様ご自身でレンタルスーツ代(34,800 円)を弁償していただきます。 ・お客様の故意による損傷 ・お客様が体に合わないサイズのレンタルスーツを着用したことによる損傷 ・お客様がレンタルスーツを無理に伸ばしながら着用したことによる損傷 ・その他お客様の責めに帰すべき事由により生じた損傷 なお、お貸出し後のスーツに EMS 通電不良が起きた際にはスタッフが検証をいたします。 ※EMS Suits の特性上トレーニング中に通電が遮断される場合がございます。
☐ 営業時間(定休日:毎週金曜日)	平日 8:30~21:45 (21:45 完全退館) 土日祝 7:30~18:30 (18:30 完全退館)
☐ レッスン予約及びキャンセルについて (1 日の受講数は最大 2 回となります)	レッスンについては予約制となり、レッスンの ご予約はレッスン開始 15 分前まで、キャンセルはレッスン開始 60 分前まで となります。 チェックインはレッスン開始 5 分前まで をお願いいたします（レッスン開始 5 分前までにチェックインがなされない場合無断キャンセルがされたものとみなします。）。 無断キャンセルが発生した場合、レッスン 1 回分が消化された扱いとなります。 レッスンのキャンセルについては WEB サイト上で承っており、お電話では承っておりませんのでご了承ください。 同時予約可能枠数は 4 枠でございます。
☐ 持ち物について	ジム内での安全と衛生を保つため、ピラティスレッスンの受講時にはピラティスソックスの着用を必須とさせていただきます。 ※ピラティスソックスをお忘れの場合は、受付にて有料で購入することも可能です。
☐ その他	健康診断等の 3 日前からの受講はお控えください。

Evolv 利用規約

株式会社 LAVA International(以下、「当社」といいます)は、本規約を定めます。

第 1 条（目的）

Evolv(以下、「本施設」といいます)は、会員(本規約第 4 条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです)が本施設の提供するフィットネスリラクゼーションを通じて、会員の美と健康の維持・増進を目的とします。

第 2 条（会員制）

1. 本施設は、会員制とします。会員には、会員資格が付与されます。
2. 会員による本施設の利用範囲、条件、および本施設運営システム(会員種別、提供サービスを含みます。以下同じです)については、別に定めます。
3. 会員が本施設を利用するときは、利用する施設に会員証を提示します。
4. 会員は会員資格を他に譲渡、共有、相続または貸与することができないものとします。
5. 本施設は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。

第 3 条（入会資格）

1. 本施設の入会資格は、次の項目を全て満たす方とします。
 - (1) 本規約及び諸規則を遵守できる方
 - (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
 - (3) 本施設の利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告できる方（高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及び次のいずれかの禁忌事項に該当する場合は本施設を利用することはできません）
 - ① 心臓疾患のある方
 - ② ペースメーカーを装着されている方
 - ③ 皮膚疾患のある方
 - ④ 糖尿病の方
 - ⑤ 胆石、腎臓結石のある方
 - ⑥ 神経疾患のある方
 - ⑦ 甲状腺疾患のある方
 - ⑧ 内出血、外出血のある方
 - ⑨ リンパ浮腫のある方
 - ⑩ 腫瘍のある方
 - ⑪ 脳卒中の方
 - ⑫ 妊娠をされている方
 - ⑬ 避妊リングを使用されている方
 - ⑭ リウマチの方
 - ⑮ 痛風の方
 - ⑯ 骨粗しょう症の方
 - ⑰ 骨折されている方
 - ⑱ 電極下や付近にピアスをされている方（へそピアス等）※外せば可
 - ⑲ 飲酒をされている方
 - ⑳ 疾病、疾患の種類に関わらず術後 6 ヶ月以内の方・医師から運動制限を受けている方
 - (4) 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
 - (5) 刺青（タトゥー含む）などをしていない方。ただし別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
 - (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当しない方
 - (7) その他、施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方
2. 会員は、本施設に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当、不合理な要求行為
 - (3) 本施設内での営業、宣伝、勧誘活動や販売行為
 - (4) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (5) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本施設の信用を既存し、または本施設の業務を妨害する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

第4条（入会手続）

1. 本施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本施設による審査を受けたうえ、本施設が承諾したときに本施設との契約が成立し、本施設の会員となります。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本施設が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条（届出内容変更手続）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本施設に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本施設に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本施設より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したもの とします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本施設からの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本施設からの通知が会員に到達したものとします。

第6条（個人情報保護）

本施設は、本施設の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」（<https://lava-intl.co.jp/privacy/>）にしたがって管理します。

第7条（諸費用）

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本施設が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本施設が認める理由がある場合を除き、返還しません。
4. 諸費用の金額および内容を当社の判断で決定または変更できるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての会員に適用されるものとします。ただし当社が別途定める場合はこの限りではありません。

第8条（諸規則の遵守）

会員は、本施設の利用にあたり、本会則その他本施設の定める諸規則を遵守し、本施設の施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第9条（禁止事項）

会員は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。会員に当該行為があるときは、当社は会員に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去等を求めることができます。

- (1) 入会申込書の記載内容等本施設に虚偽の申告をすること
- (2) 酒気を帯びて本施設を利用すること
- (3) 施設内での喫煙(電子タバコを含む)をすること
- (4) 許可なく施設内を撮影、または録音すること
- (5) 他の会員の本施設の利用を妨げる行為
- (6) 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
- (7) 刃物など危険物の施設内への持ち込み
- (8) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (9) 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
- (10) 動物の施設内への持ち込み
- (11) 本施設の秩序を乱す行為
- (12) その他、法令または公序良俗に反する行為、当社が会員としてふさわしくないと認める行為

第10条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

1. 本施設は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本施設から本施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

- (1) 第3条に定める入会資格を充足しないことが判明した場合
- (2) 第9条に定める禁止事項を行った場合
- (3) 諸費用の支払いを怠った場合
- (4) 会員本人が死亡した場合
- (5) その他、会員としての品位を損なうと当社が認められる行為があった場合

第11条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責を負いません。
3. 会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は本施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

第12条（会員の損害賠償責任）

会員が本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本施設または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第13条（予約制）

1. 本施設の利用は、一部の店舗を除き原則予約制とします。
2. 会員種別毎の予約可能数等、利用条件及び特典については、別に定めます。

第14条（施設の休業および閉鎖）

本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに施設内に掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第15条（休会）

1. 会員は、別途当社の定める事由に該当する場合、休会の手続きをとることができます。
2. 休会期間中は、当社の定めに従い、諸費用の全部または一部の支払いが免除されるものとします。また、会費の支払いに変えて休会費が発生することがあります。

第16条（解約）

1. 会員は、解約を希望する場合、当社所定の解約手続（以下「解約手続」といいます）をとるものとします。
2. 解約手続は、解約を希望する月の前月15日(15日が休業日と重なる場合は、その前営業日)までに登録店舗にて会員本人が書面により行うものとします。
3. 会員は、本施設の利用の有無にかかわらず解約日までの諸費用を支払う必要があるものとします。
4. 解約後、再度入会する場合は、当社が定める入会金をお支払いいただきます。

第17条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当社が定めるものとします。

第18条（規約の改定）

本規約の改定及び変更は当社により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当社が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示にて会員に告知するものとします。

第19条（附則）

本規約は2025年7月26日より施行します。